

新 旧 対 照 表

第 2 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 6 0 条の 2 《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係 （非課税有価証券の取扱い） 60の 2－5 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第37条の14第 1 項《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座内上場株式等、<u>措置法第37条の14の 2 第 1 項《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する未成年者口座内上場株式等</u>及び措置法第37条の15第 1 項《貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例》の規定により譲渡による所得が非課税とされる有価証券についても、・ ・ ・ ・ ・。	法第 6 0 条の 2 《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係 （非課税有価証券の取扱い） 60の 2－5 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第37条の14第 1 項《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》に規定する非課税口座内上場株式等及び措置法第37条の15第 1 項《貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例》の規定により譲渡による所得が非課税とされる有価証券についても、・ ・ ・ ・ ・。